

1 土砂災害特別警戒区域の名称

音無川1、車山沢1、池ノ平三沢1、池ノ平二沢、池ノ平一沢、音無川2、音無川3、音無川4、音無川5、音無川8、音無川9、音無川10、音無川11、塩沢二沢、柏原沢、柏原三沢、柏原四沢、柏原一沢、柏原二沢、湯川三沢、湯川二沢、湯川四沢1、蓮井沢1、湯川五沢、湯川六沢、蓮井沢2、持栗川、蓮井沢、音無川12、音無川13、車川2、車川4、車山沢2、蓼科沢、車川1、車川3、車川5

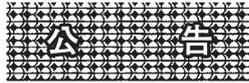
2 指定の区域

茅野市のうち別図に示す区域(別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県諏訪建設事務所に備え置いて縦覧に供します。)

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条に規定する衝撃に関する事項

別図に記載するとおり

砂防課



公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成24年3月1日

長野県知事 阿部守一

1 申請のあった年月日

平成24年2月21日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ちゃお

3 代表者の氏名

鈴木周一

4 主たる事務所の所在地

諏訪市大字上諏訪6372番地1

5 定款に記載された目的

この法人は、障害をもつものに対して、野菜・果樹等の生産販売などの活動を通して社会参加や自立的生活力を養う事業を行い、障害者の生きがいと働く場を提供すると共に、共生する豊かな地域づくりの促進と福祉の増進に寄与することを目的とする。

県民協働・NPO課

公告

平成24年度前期技能検定を次のとおり行います。

平成24年3月1日

長野県知事 阿部守一

1 試験区分

試験区分は、1級、2級、3級及び単一等級の技能検定とし、それぞれ実技試験及び学科試験を行います。

2 実施職種及び試験の期日

(1) 学科試験

ア 1級、2級及び単一等級

検定職種及び作業名	期日
造園(造園工事作業) 金属熱処理(一般熱処理作業、浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業及び高周波・炎熱処理作業) 産業車両整備(産業車両整備作業) 光学機器製造(光学ガラス研磨作業) プラスチック成形(射出成形作業) とび(とび作業) 防水施工(ウレタンゴム系塗膜防水工事作業、シーリング防水工事作業及びFRP防水工事作業) 塗装(建築塗装作業及び金属塗装作業)	平成24年8月19日(日)
機械加工(普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、数値制御フライス盤作業、平面研削盤作業及び円筒研削盤作業) 鉄工(構造物鉄工作業) めっき(電気めっき作業) 電子機器組立て(電子機器組立て作業) 建設機械整備(建設機械整備作業) 家具製作(家具手加工作業) 建具製作(木製建具手加工作業) 印刷(オフセット印刷作業) 左官(左官作業) 畳製作(畳製作作業) 内装仕上げ施工(プラスチック系床仕上げ工事作業、カーペット系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業及びボード仕上げ工事作業) 広告美術仕上げ(広告面粘着シート仕上げ作業)	平成24年8月26日(日)
鍛造(鋳鉄鋳物鍛造作業) 放電加工(数値制御彫り放電加工作業及びワイヤ放電加工作業) 建築板金(内外装板金作業及びダクト板金作業) 工場板金(曲げ板金作業及び打出し板金作業) 仕上げ(治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業及び機械組立仕上げ作業) 電気機器組立て(配電盤・制御盤組立て作業) 鉄道車両製造・整備(内部ぎ装作業、配管ぎ装作業及び電気ぎ装作業) 石材施工(石張り作業) タイル張り(タイル張り作業) 表装(表具作業及び壁装作業) フラワー装飾(フラワー装飾作業) 路面標示施工(溶融ペイントハンドマーカール工作業及び加熱ペイントマシンマーカール工作業) 塗料調色(調色作業)	平成24年9月2日(日)

イ 3級

検定職種及び作業名	期日
造園(造園工事作業) 機械加工(普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業及び平面研削盤作業) 建築板金(内外装板金作業) 工場板金(曲げ板金作業) 仕上げ(機械組立仕上げ作業) 機械保全(機械系保全作業及び電気系保全作業) 電子機器組立て(電子機器組立て作業) フラワー装飾(フラワー装飾作業)	平成24年7月22日(日)
金属熱処理(一般熱処理作業、浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業及び高周波・炎熱処理作業)	平成24年8月19日(日)

(2) 実技試験

平成24年6月4日(月)から平成24年9月9日(日)までの間において別途指定する期日に、上記学科試験と同一職種において実施します。

3 実施場所

別途長野県職業能力開発協会から通知します。

4 実技試験問題の公表

平成24年5月28日(月)から長野県職業能力開発協会で行います(一部の職種を除く。)

5 受検資格

(1) 1級の技能検定試験

職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号。以下「法」という。)第45条及び職業能力開発促進法施行規則(昭和44年労働省令第24号。以下「規則」という。)第64条の2の規定に該当する者

(2) 2級の技能検定試験

法第45条及び規則第64条の3の規定に該当する者

(3) 3級の技能検定試験

法第45条及び規則第64条の4の規定に該当する者

(4) 単一等級の技能検定試験

法第45条及び規則第64条の6の規定に該当する者

6 受検手続

(1) 提出書類

ア 技能検定受検申請書

申請書の用紙及び受検案内書は、長野県職業能力開発協会、長野県商工労働部人材育成課、工科短期大学校、技術専門学校、長野県認定の職業能力開発校及び独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構長野(松本)職業能力開発促進センターで配布します(郵送を希望する場合は、返信用封筒(140円分の切手を貼ったもの)を同封の上、長野県職業能力開発協会あて請求してください。)

イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする者にとっては、その資格を証する書面

(2) 書類の提出先

長野市大字南長野南県町688-2 (郵便番号 380-0836)

(長野県婦人会館3階)

長野県職業能力開発協会

電話番号 026 (234) 9050

(郵送による場合は書留とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書」と朱書きしてください。)

(3) 受付期間

平成24年4月9日(月)から平成24年4月18日(水)までの土曜日及び日曜日を除く毎日(郵送による場合は、平成24年4月18日までの消印のあるものに限り受け付けます。)

(4) 手数料

1級、2級、3級及び単一等級ともに、申請書を提出する際に、長野県職業能力開発協会が定める方法によって手数料を納付してください。ただし、実技試験又は学科試験の免除を受ける者にとっては、当該免除を受ける試験に係る手数料の納付は不要です。

また、受検申請を受け付けた後は、申請の取消及び試験を受けなかった場合でも、手数料は返還しません。

ア 学科試験

3,100 円

イ 実技試験

16,500 円

ただし、在校生が3級を受検する場合にあっては、11,000円(注)「在校生」とは、次に掲げる者をいう。

(7) 法第15条の6第1項各号に掲げる施設、法第25条の規定により設置された職業訓練施設又は法第27条第1項に規定する職業能力開発総合大学校において訓練を受けている者(規則第9条に規定する短期課程の普通職業訓練又は専門短期課程若しくは応用短期課程の高度職業訓練を受けている者その他知事が別に定める者を除く。)

(4) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する高等学校、中等教育学校(後期課程に限る。)、大学若しくは高等専門学校、同法第124条に規定する専修学校又は同法第134条第1項に規定する各種学校に在学する者

7 合格者の発表等

(1) 合格者の発表

技能検定に合格した受検者の受検番号を、平成24年9月28日(金)に長野県公式ホームページ、県庁東側掲示板、工科短期大学校、技術専門学校、長野県認定の職業能力開発校及び独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構長野(松本)職業能力開発促進センターに掲示するほか、合格者には直接通知します。ただし、金属熱処理を除く3級職種については、平成24年8月24日(金)に発表します。

(2) 実技試験又は学科試験の合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、長野県職業能力開発協会から書面で通知します。

(3) 技能検定合格証書等の交付

1級及び単一等級の技能検定の合格者には厚生労働大臣名の、2級及び3級の技能検定の合格者には長野県知事名の合格証書が交付されます。

このほか、厚生労働大臣から技能検定の合格者に対し、合格した等級の技能士章が交付されます。

8 その他

技能検定について不明な点は、長野県商工労働部人材育成課又は長野県職業能力開発協会までお問い合わせください。

人材育成課

公告

平成24年度随時実施技能検定を次のとおり行います。

平成24年3月1日

長野県知事 阿部守一

1 試験の実施

試験は、受検の申請があったときは、随時実施します。

2 試験の区分及び内容

試験区分は、随時実施3級、基礎1級及び基礎2級の技能検定とし、それぞれ実技試験及び学科試験を行います。

3 実施職種及び作業

鑄造(鑄鉄鑄物鑄造作業、銅合金鑄物鑄造作業及び軽合金鑄物鑄造作業)、鍛造(ハンマ型鍛造作業及びプレス型鍛造作業)、機械加工(普通旋盤作業、旋盤作業及びフライス盤作業)、金属プレス加工(金属プレス作業)、鉄工(構造物鉄工作業)、建築板金

(ダクト板金作業)、工場板金(機械板金作業)、めっき(電気めっき作業及び溶融亜鉛めっき作業)、アルミニウム陽極酸化処理(陽極酸化処理作業)、仕上げ(治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業及び機械組立仕上げ作業)、機械検査(機械検査作業)、ダイカスト(ホットチャンバダイカスト作業及びコールドチャンバダイカスト作業)、機械保全(機械系保全作業)、電子機器組立て(電子機器組立て作業)、電気機器組立て(回転電機組立て作業、変圧器組立て作業、配電盤・制御盤組立て作業、開閉制御器具組立て作業及び回転電機巻線製作作業)、プリント配線板製造(プリント配線板設計作業及びプリント配線板製造作業)、ニット製品製造(丸編みニット製造作業及び靴下製造作業)、婦人子供服製造(婦人子供既製服製造作業)、紳士服製造(紳士既製服製造作業)、布はく縫製(ワイシャツ製造作業)、家具製作(家具手加工作業)、建具製作(木製建具手加工作業)、紙器・段ボール箱製造(段ボール箱製造作業)、印刷(オフセット印刷作業)、製本(製本作業)、プラスチック成形(圧縮成形作業及び射出成形作業)、パン製造(パン製造作業)、ハム・ソーセージ・ベーコン製造(ハム・ソーセージ・ベーコン製造作業)、建築大工(大工工事作業)、かわらぶき(かわらぶき作業)、とび(とび作業)、左官(左官作業)、タイル張り(タイル張り作業)、配管(建築配管作業及びプラント配管作業)、型枠施工(型枠工事作業)、鉄筋施工(鉄筋組立て作業)、防水施工(シーリング防水工事作業)、内装仕上げ施工(プラスチック系床仕上げ工事作業、カーペット系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業及びカーテン工事作業)、サッシ施工(ビル用サッシ施工作業)、表装(壁装作業)、塗装(建築塗装作業、金属塗装作業、鋼橋塗装作業及び噴霧塗装作業)

4 試験の期日

平成24年4月1日(日)から平成25年3月31日(日)までの間において別途指定する期日に実施します。

5 実施場所

別途長野県職業能力開発協会から通知します。

6 実技試験問題の公表

長野県職業能力開発協会で行います。(ただし、検定職種によっては試験問題の全部又は一部を公表しないものがあります。)

7 受検資格

(1) 3級の技能検定試験

職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号。以下「法」という。)第45条及び職業能力開発促進法施行規則(昭和44年労働省令第24号。以下「規則」という。)第64条の4の規定に該当する者のうち実施職種に係る基礎1級又は2級の技能検定に合格した者

(2) 基礎1級及び基礎2級の技能検定試験

法第45条及び規則第64条の5の規定に該当する者

8 受検手続

(1) 提出書類

ア 技能検定受検申請書

申請書の用紙は、長野県職業能力開発協会にて配布します。(郵送を希望する場合は、返信用封筒(140円分の切手を貼ったもの)を同封の上、長野県職業能力開発協会にて請求してください。)

イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする者については、その資格を証する書面

(2) 書類の提出先

長野市大字南長野南県町688-2 (郵便番号 380-0836)
(長野県婦人会館3階)
長野県職業能力開発協会
電話番号 026(234)9050

(郵送による場合は書留とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書」と朱書きしてください。)

(3) 受付期間

随時

(4) 手数料

申請書を提出する際に、長野県職業能力開発協会が定める方法によって手数料を納付してください。ただし、実技試験又は学科試験の免除を受ける者については、当該免除を受ける試験に係る手数料の納付は不要です。

また、受検申請を受け付けた後は、申請の取消及び試験を受けなかった場合でも、手数料は返還しません。

ア 学科試験

3,100円

イ 実技試験

16,500円

9 合格者の発表

(1) 実技試験又は学科試験の合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、長野県職業能力開発協会から書面で通知します。

(2) 技能検定合格証書等の交付

3級、基礎1級及び基礎2級の技能検定の合格者には長野県知事名の合格証書が交付されます。

このほか、厚生労働大臣から3級技能検定の合格者に対し、技能士章が交付されます。

10 その他

本公告の3級、基礎1級及び基礎2級の技能検定は、外国人を対象とした「研修成果の評価」又は「修得技能等の認定」に活用されるものです。

技能検定について不明な点は、長野県商工労働部人材育成課又は長野県職業能力開発協会までお問い合わせください。

人材育成課

公告

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第13条第1項の規定による、家畜伝染病発生の届出が次のとおりありました。

平成24年3月1日

長野県知事 阿部守一

発生した家畜伝染病の種類	家畜の種類	発生日	患畜・疑似患畜の区分	発生頭数	発生の場所又は区域
ヨーネ病	牛	平成24年2月8日	疑似患畜	2	北安曇郡松川村

園芸畜産課

公告

県営菜の花地区土地改良事業の工事は、次のとおり完了しました。

平成24年3月1日

長野県知事 阿部守一

- 1 土地改良事業の名称
県営中山間地域総合整備事業
- 2 工事着手年月日
平成11年4月27日
- 3 工事完了年月日
平成22年12月22日

農地整備課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成24年3月1日

長野県知事 阿部守一

- 1 都市計画の種類及び名称
長野都市計画地域地区 用途地域
- 2 縦覧場所
長野県建設部都市計画課及び長野市役所

都市計画課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成24年3月1日

長野県知事 阿部守一

- 1 都市計画の種類及び名称
長野都市計画地区計画 南長池地区地区計画
- 2 縦覧場所
長野県建設部都市計画課及び長野市役所

都市計画課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成24年3月1日

長野県知事 阿部守一

- 1 都市計画の種類及び名称

長野都市計画地区計画 稲田徳間地区地区計画

- 2 縦覧場所

長野県建設部都市計画課及び長野市役所

都市計画課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成24年3月1日

長野県知事 阿部守一

- 1 都市計画の種類及び名称

松本都市計画地区計画 青島地区地区計画

- 2 縦覧場所

長野県建設部都市計画課及び松本市役所

都市計画課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成24年3月1日

長野県知事 阿部守一

- 1 都市計画の種類及び名称

松本都市計画地区計画 空港東北地区地区計画

- 2 縦覧場所

長野県建設部都市計画課及び松本市役所

都市計画課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成24年3月1日

長野県知事 阿部守一

- 1 都市計画の種類及び名称

松本都市計画地区計画 庄内地区地区計画

- 2 縦覧場所

長野県建設部都市計画課及び松本市役所

都市計画課

公告

建築基準法(昭和25年法律第201号)第48条第14項の規定により、次のとおり公開による意見の聴取を行います。

平成24年3月1日

長野県知事 阿部守一

1 建築物の建築の計画

(1) 建築場所

上高井郡小布施町大字小布施字三本木595ほか

(2) 建築主氏名

小布施町長 市村良三

(3) 用途地域

第一種低層住居専用地域

(4) 敷地面積

8,767平方メートル

(5) 主要用途

美術館

(6) 構造及び階数

鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 地上2階地下1階建て

(7) 工事種別

増築

(8) 規模

	申請部分	申請以外の部分	合計
建築面積	81.11 m ²	1,575.18 m ²	1,656.29 m ²
延べ面積	81.11 m ²	1,624.32 m ²	1,705.43 m ²

(9) 建ぺい率

18.9パーセント

容積率

19.5パーセント

2 日時

平成24年3月8日(木) 午後2時

3 場所

小布施町大字小布施590-4 地域文化創造館

建築指導課

公告

駒ヶ根市東部土地改良区の役員について、次のように就退任の届出がありました。

平成24年3月1日

長野県上伊那地方事務所長 市川武二

理事

新任

氏名 住所

野村近彦 駒ヶ根市中沢4681番地イ

林平二 駒ヶ根市中沢30番地1

竹村勳 駒ヶ根市中沢3646番地2

重任

氏名 住所

馬場敏弘 駒ヶ根市東伊那5156番地

新井佑幸 駒ヶ根市東伊那3028番地

上村秀一 駒ヶ根市中沢11899番地ロ

退任

氏名 住所

吉瀬奉明 駒ヶ根市中沢779番地1

林吉秋 駒ヶ根市中沢1435番地

塩沢昌寿 駒ヶ根市中沢2039番地

竹村隆 駒ヶ根市中沢3501番地

宮下則男 駒ヶ根市中沢4782番地

林竝志 駒ヶ根市中沢6533番地

北沢昭二 駒ヶ根市中沢8135番地

春日和夫 駒ヶ根市中沢9555番地

下平利紀雄 駒ヶ根市中沢10277番地

山岸峻 駒ヶ根市東伊那1084番地

宮下一成 駒ヶ根市東伊那3487番地

宮北修治郎 駒ヶ根市東伊那6398番地

監事

重任

氏名 住所

森保茂 駒ヶ根市中沢3417番地2

唐沢一夫 駒ヶ根市東伊那868番地

退任

氏名 住所

竹村豊平 駒ヶ根市中沢2831番地

農地整備課

公告

松本市による扇子田地区の土地改良事業の工事について、次のように完了の届出がありました。

平成24年3月1日

長野県松本地方事務所長 北原政彦

1 土地改良事業の名称

農山漁村活性化プロジェクト支援交付金

2 土地改良事業の施行についての同意年月日

平成20年10月22日

3 土地改良事業を行った者の名称

旧波田町(松本市)

4 事務所の所在地

松本市波田4417番地1

5 工事着手年月日

平成20年12月2日

6 工事完了年月日

平成21年12月21日

農地整備課

公告

安曇野市による新田堰地区の土地改良事業の工事について、次のように完了の届出がありました。

平成24年3月1日

長野県松本地方事務所長 北原政彦

1 土地改良事業の名称

元気な地域づくり交付金

2 土地改良事業の施行についての同意年月日

平成18年8月1日

3 土地改良事業を行った者の名称

安曇野市

4 事務所の所在地

安曇野市豊科4932番地46

5 工事着手年月日

平成18年12月28日

6 工事完了年月日

平成22年3月8日

農地整備課

公告

塩尻市による大井屋敷地区の土地改良事業の工事について、次のように完了の届出がありました。

平成24年3月1日

長野県松本地方事務所長 北原政彦

1 土地改良事業の名称

農山漁村活性化プロジェクト支援交付金

2 土地改良事業の施行についての同意年月日

平成21年4月23日

3 土地改良事業を行った者の名称

塩尻市

4 事務所の所在地

塩尻市大門七番町3番3号

5 工事着手年月日

平成21年9月24日

6 工事完了年月日

平成22年3月25日

農地整備課

公告

安曇野市による富田地区の土地改良事業の工事について、次のように完了の届出がありました。

平成24年3月1日

長野県松本地方事務所長 北原政彦

1 土地改良事業の名称

元気な地域づくり交付金

2 土地改良事業の施行についての同意年月日

平成20年8月21日

3 土地改良事業を行った者の名称

安曇野市

4 事務所の所在地

安曇野市豊科4932番地46

5 工事着手年月日

平成21年1月5日

6 工事完了年月日

平成22年3月26日

農地整備課

公告

安曇野市による富田南部地区の土地改良事業の工事について、次のように完了の届出がありました。

平成24年3月1日

長野県松本地方事務所長 北原政彦

1 土地改良事業の名称

元気な地域づくり交付金

2 土地改良事業の施行についての同意年月日

平成18年7月26日

3 土地改良事業を行った者の名称

安曇野市

4 事務所の所在地

安曇野市豊科4932番地46

5 工事着手年月日

平成18年12月28日

6 工事完了年月日

平成22年3月30日

農地整備課

公告

下高井郡山ノ内町による夜間瀬地区の土地改良事業の工事について、次のように完了の届出がありました。

平成24年3月1日

長野県北信地方事務所長 窪田修治

1 土地改良事業の名称

元気な地域づくり交付金事業

2 土地改良事業の施行についての同意年月日

平成19年5月24日

3 土地改良事業を行った者の名称

下高井郡山ノ内町

4 事務所の所在地

下高井郡山ノ内町大字平穂3352番地1

5 工事着手年月日

平成17年9月15日

6 工事完了年月日

平成22年3月26日

農地整備課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成24年3月1日

長野県上伊那地方事務所長 市川武二

1 (1) 許可番号 平成24年1月6日

長野県上伊那地方事務所指令23上伊地建第14-5号

(2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

駒ヶ根市赤穂9194-1、9194-10（第1工区）

(3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

松本市深志2-6-24

メディカルハートケア株式会社

代表取締役 山田 思鶴

建築指導課

2(1) 許可番号 平成24年2月3日

長野県上伊那地方事務所指令23上伊地建第14-7号

(2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

駒ヶ根市東町14958-1、14958-2、14958-3の内、14958-11、14958-14の内、14958-17、14958-18の内、14958-19、14958-34の内、14958-37の内、14958-38の内、14958-38先、14958-39の内

(3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

安曇野市穂高有明3618-34

木下 哲夫・木下 やよい

駒ヶ根市東町11-17

南信工業株式会社 代表取締役 柴 悦子

建築指導課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第2項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成24年3月1日

長野県松本地方事務所長 北原 政彦

1 許可番号 平成24年1月27日

長野県松本地方事務所指令23松地建第120-2号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

東筑摩郡山形村3814-2、3814-5、3815-1、3815-2、3815-3、3815-5、3815-6、3816-1、3817-1の内、3817-2の内、3821-4、3825、3826-1、3875-2先、3877-1、3878-2の内、4568-4の内、4570-1、4570-1先、4571、4574-12、4578-2（第1工区）

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東筑摩郡山形村2030-1

山形村長 清沢 實視

建築指導課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成24年3月1日

長野県長野地方事務所長 望月 孝光

1 許可番号 平成24年2月17日

長野県指令23建指第12-11号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

上高井郡小布施町大字中松字母子塚546-3、547-1、548-1、549-1、554-1、555-1、556-1、557-1、557-2、558、559、560、561-1、561-2、562、563-1、564、565、566、567-2、568、569、570-1、570-2、571-1、571-2、574-4

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

小諸市御幸町2-1-20

株式会社ツルヤ 代表取締役社長 掛川 健三

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成24年3月1日

長野県諏訪建設事務所長 伊藤 直喜

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

平成24年度諏訪湖流域下水道焼却炉周辺環境調査業務

(2) 役務の特質

入札説明書及び仕様書によります。

(3) 履行期間

平成24年4月1日から平成25年3月23日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）

(4) 履行場所

諏訪市大字豊田

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がA、B又はCに格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

(5) 計量法（平成4年法律第51号）第107条の規定により長野県知事から大気中の物質の濃度の計量証明の事業登録を受けた者であること。

(6) 長野県内に本店又は営業所を有する者であること。

(7) 過去2年間に地方自治体の検査測定に関する類似の業務を履行した実績を有する者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

諏訪市上川1丁目1644-10

長野県諏訪建設事務所 総務課

電話 0266 (57) 2933

4 入札手続等